

地籍問題研究会 NEWS LETTER

No.7 2022.4.27

第 31 回定例研究会の開催

2022 年 3 月 26 日(土)にオンライン開催された第 31 回定例研究会の概要を報告します

録画については、4 月末を目途に地籍問題研究会 HP <http://chiseki.org/>にて配信予定です。

定例研究会の録画視聴にあたっては ID とパスワード（地籍問題研究会会員については原則会費納付者に通知）入力が必要です。



佐々木明德氏

矢萩智裕氏



荻田匡嗣氏

山脇優子氏



柳澤尚幸氏

鮫島信行氏

CADASTER

【第 31 回定例研究会プログラム】

テーマ「改正国土調査法・地籍調査作業準則の展望」

進行 鮫島信行氏（当研究会副代表幹事）

報告 1

「令和 2 年国土調査法等の改正事項に関するその後の動向①」

報告者 佐々木明德氏（国交省地籍整備課長）

報告 2

「令和 2 年国土調査法等の改正事項に関するその後の動向②」

報告者 矢萩智裕氏（国交省地籍整備課企画専門官）

報告 3

「改正・地籍調査作業準則の活用と筆界特定制度について」

報告者 荻田匡嗣氏（三重県名張市都市整備部用地対策室長）

コメント

山脇優子氏（土地家屋調査士、大阪土地家屋調査士会）

柳澤尚幸氏（当研究会幹事、日本土地家屋調査士会連合会副会長）

【概要】

第 31 回研究会は、新型コロナウイルス感染症対策のため前回に引き続きオンライン開催となった。オンライン 84 名、中継会場（日本加除出版会議室）6 名の 90 名の参加者を得た。

冒頭、事務局長の岡田康夫氏（当研究会副代表幹事）より、メール審議された令和 4 年度通常総会について、各議案とも参加者全員の賛成を得て決議されたことが報告された。

報告 1 では、改正国土調査法第 31 条の 2 により可能となった固定資産税台帳等の利用について、令和 2 年度に所有者探索を行った 1,593 地区のうち 1,365 地区で利用されたことが報告された。また、第 12 次地方分権一括法案（令和 4 年通常国会提出予定）による住民基本台帳法の改正により、地籍調査での土地所有者等の探索において住基ネットの利用が可能になることが紹介された。

続けて、地籍調査作業準則第30条の3項の新設による一部の所有者等が不明な場合の公告による調査について、令和2年度においては所有者不明筆1,574筆のうち371筆で実施されたこと、国土調査法第23条の5の新設により可能となった図面等による調査については、境界確認を行った588の市町村のうち236で資料の郵送により、19において集会所等で調査が行われたことが報告された。地籍調査実施主体による筆界特定申請は2件であった。

報告2では、国土調査法第21条の2の新設により可能となった街区境界調査の実施市区町数は、令和3年度が28、令和4年度が62（予定）であることが報告された。また、リモートセンシングデータを活用した地籍調査の実施市区町数は、令和3年度が11、令和4年度が20（予定）であることが報告された。

報告3では、名張市における図面等調査、所有者不明土地調査の実例について説明があり、令和2年の改正により一筆地調査の円滑な推進に障害となっていた事項に一定の解決策が示されたことが評価された。地籍調査実施主体による筆界特定申請については、①筆界特定で特定されるのは筆界線のみ、②筆界特定に時間が掛かる、③手数料は持ち出しになる、④特定された筆界線が想定外の場合がある、⑤筆界特定結果は法的拘束力を持たないといった課題が指摘された。

質疑では、街区を囲む道路内に民地がある場合の街区の設定についての質問に対しては、街区境界調査では道路は街区外土地となり調査対象とはならないこと及び街区自体の設定は調査主体に委ねられていること、街区境界調査でのMMSの使用可否についての質問に対しては、現在実施中の精度検証後に検討する予定であること、街区境界調査の負担についての質問に対しては、通常の一筆地調査と比べて半

分程度という藤沢市へのヒアリング結果が得られていることが、それぞれ回答された。また、未把握だった土地の確認や土地所有者等の把握の面でもメリットがあったとの藤沢市の事例が紹介された（何れも矢萩氏）。

山協調査士よりは、国交省の「国土調査のあり方を考える小委員会」で出された多くの意見が最大限反映されおり画期的。筆界案による調査は大変有用。山では方向が分らなくなるし、怪我をしては元も子もない。バーチャル立会が可能になることは素晴らしい成果。筆界特定は心強い。一筆の不同意が多数の筆に影響し、後処理ではお金も時間も掛かるので、多少の時間を費やしても筆界特定制度を活用して筆界未定を減らしてほしい。基準点の管理も重要とのコメントがあった。

柳澤日調連副会長よりは、地籍調査が新たなステージに入った感がある。法令の運用と現地での適用について分かりやすいお話が聞けたことは有益だった。森林組合で働いたことがあり、山でのけがや虫の話は思い当たる。リモートセンシングデータの利用はメリットがある。地籍調査は市民生活の基盤、災害への備え、国土の定住にも有効。日調連としても協力を行うとともに、成果を活用させていただきたい、という総括があった。

（文責 鮫島信行）

今後の日程

第32回定例研究会は以下のとおり予定していますが、新型コロナウイルスの感染状況によりオンライン開催となる可能性もあります。詳細は、開催1か月前を目途にホームページ等によりお知らせいたします。」

- ・日時 2022年7月16日（土）
- ・テーマ 未定
- ・会場 機械振興会館ホール（東京都港区）

編集後記

今回の研究会では、令和2年の国土調査法等の改正後の動向につき、国と地方自治体の立場から報告をいただき、質疑とコメントを通じ、改正が地籍調査の円滑な推進にとって画期的なものであったという評価が得られたと考えている。地籍調査実施者が申請する筆界特定についてはまだ実績が少ないが、筆界未定を減らす奥の手であり、フォローしていきたい。

地籍問題研究会 News Letter「CADASTER」No.7 2022年4月27日発行

代表幹事 小柳春一郎（獨協大学法学部教授） / 事務局長 岡田康夫（國學院大学法学部教授）

事務局 〒171-8516 東京都豊島区南長崎 3-16-6 日本加除出版株式会社

電話 03-3953-5757(代) FAX 03-3953-5772 e-mail:matsubara@kajo.co.jp（担当:松原、朝比奈、眞壁）